

承認第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月23日 提出

諏訪広域連合
広域連合長 金子 ゆかり

地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項による処分

令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）については、急を要するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のように処分する。

令和 7 年 1 2 月 4 日 専決

諏訪広域連合
広域連合長 金子 ゆかり

令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）

令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,876,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 分担金及び負担金	
	1 負担金
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
2,437,906	16,267	2,454,173
2,437,906	16,267	2,454,173
2,860,330	16,267	2,876,597

歳 出

款	項
1 消防費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
2,758,202	16,267	2,774,469
2,034,735	16,267	2,051,002
2,860,330	16,267	2,876,597

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	2,437,906	16,267	2,454,173
歳 入 合 計	2,860,330	16,267	2,876,597

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 消防費	2,758,202	16,267	2,774,469
歳 出 合 計	2,860,330	16,267	2,876,597

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
1		分担金及び負担金	2,437,906	16,267	2,454,173
	1	負担金	2,437,906	16,267	2,454,173
	1	関係市町村負担金	2,437,906	16,267	2,454,173
歳 入 合 計			2,860,330	16,267	2,876,597

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3 その他負担金	16,267	その他負担金 16,267

